

エレベーター事故

平成28年8月報告書公表
国土交通省に意見

事故の概要

平成18年6月3日19時20分頃被災者が東京都内の特定公共賃貸住宅のエレベーターで1階から12階まで移動し、12階に到着して降りようとしたところ、かご及び乗降口の戸が開いたままの状態でかごが上昇し、被災者が乗降口の枠（三方枠）の上部とかごの床面の間に挟まれた。被災者は20時10分頃に救出され、病院に搬送されたが、21時33分に死亡が確認された。

意見の要旨

- 全性能を確保した設計の徹底
- 適切な保守管理の実現
- 既設のエレベーターに対する戸開走行保護装置の設置の促進
- 所有者・管理者への働き掛け
- 緊急時の初動体制・救助体制確保に向けた取組の促進

調査から見えたこと

エレベーター事故の報告書では、利用者の立場から、エレベーターが建築物の中にあっても機械としての安全を確保すべき設備であることを重視し、機械の安全を確保するための考え方である「本質安全」と「制御安全」という観点で分析を行いました。調査委員会は、全てのエレベーターにおいて安全性が確保されなければならないと考えており、そのためには、設計、製造、運用（保守管理）などのあらゆる段階で、製造業者、保守管理業者、所有者・管理者、行政等、社会全体が関与する必要があると考えています。



事故調
消費者

事故調査
から
見えたこと

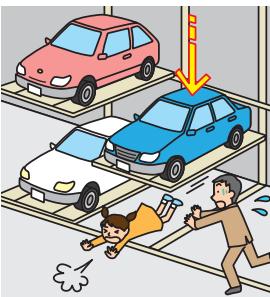
この他、機械式立体駐車場事故

（平成26年7月報告書公表。消費者庁、国土交通省に意見）、家庭用ヒートポンプ給湯機事故（平成26年12月報告書公表。消費者庁、公害等調整委員会、経済産業省、環境省に意見）、エスカレーター事故（平成27年6月報告書公表。消費者庁、国土交通省に意見）、毛染めによる皮膚障害（平成27年10月報告書公表。消費者庁、厚生労働省に意見）、子供による医薬品誤飲事故（平成27年12月報告書公表。消費者庁、厚生労働省に意見）、ハンドル形電動車椅子を使用



中の事故（平成28年7月報告書公表。経済産業省、厚生労働省、国土交通省、消費者庁に意見）の最終報告を行い、体育館の床から剥離した床板による負傷事故、家庭用コーチェンネレーションシステムの事故等を調査しています。

また、機械式立体駐車場事故の事故については、報告書で行った分析の考え方を機械全般の設計に役立てることができるよう、具体的な分析の流れに沿って解説した、解説編も公表（平成27年1



月）しました。

このように、消費者事故調では、消費者安全の考え方や継続的な安全管理の取組の重要性が広く社会で共有され、実践されるよう、幅広い視点で調査を行い、報告書を社会の共有財産として残していくことを考えています。

詳しくは「消費者安全調査委員会これまでの活動」もご覧ください。

http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/160923ugoki_all.pdf



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

発行：消費者庁消費者安全課事故調査室

<http://www.caa.go.jp/csic/index.html>

消費者
安全
調査
委員会
消費者
事故調
を御存じですか？



消費者事故調は事故から教訓を得て、事故の予防・再発防止のための知見を得ることを目的に設立されました。「誰が悪い」ではなく、「なぜ事故が起きたのか」、「どうすれば同じような事故が防げるのか」を考える組織です。事故の原因には様々なものがありますが、単に機械が壊れていたか、規定に違反していたかといったことだけではなく、実際に使われる環境や人間の行動特性にも目を向けて、幅広い視点から科学的、客観的な調査を行っています。

消費者事故調の活動

平成24年10月1日の発足から、エスカレーター事故、ガス湯沸器事故、エレベーター事故、機械式立体駐車場事故など14件の事案を事故等原因調査等の対象として選定しました。そのうち、10件の事案について最終報告を行いました。(平成29年9月末時点)

調査委員会の役割としては、事故調査を通じて再発防止のための施策を関係省庁に提言していくことだけではなく、身近に潜むリスクを丁寧に伝えることや、幅広い事故に応用できる知見を引き出すことも大事なことと考えています。

消費者安全調査委員会における事故等原因調査等の流れ

事故等の発生

端緒情報の入手

情報収集

調査等の対象の選定

他の行政機関等で調査等が行われていない場合

他の行政機関等で調査等が行われており、その結果が得られる場合

他の行政機関等で調査等が行われているが、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因の究明結果が得られない場合

事故等原因調査(自ら調査)

実施

他の行政機関等による調査等の結果の評価

実施

報告書の作成・公表

必要に応じて当該行政機関等の長に意見更に必要があると認める場合

事故等原因調査(自ら調査)

実施

報告書の作成・公表

※文中のイラストは事故の危険性を表現したもので、実際に発生した事故状況を再現したものではありません。

ガス湯沸器による一酸化炭素中毒の事故

平成26年1月評価書公表

経済産業省に意見

事故調査
から
見えたこと

事故の概要

東京都港区の3階建て住宅の1階において、風呂に給湯するためにガス湯沸器を使用したところ、ガス湯沸器が改造されていたため、不完全燃焼による一酸化炭素が発生した。翌日、居住者であるA氏(当時18歳、男性)の死亡が確認され、また、その兄であるB氏(当時24歳、男性)も重症を負った。

意見の要旨

- 改造禁止についての周知徹底
- 改造等によって消費者の生命を脅かす重大な結果が引き起こされることについて、周知徹底
- 現場における対応策の判断が付かない場合に、製造事業者等に確認できるルートの明確化

調査から見えたこと

改造という「特殊な事故」と捉えられがちですが、実際には、21年間で15件の同様の事故が確認されました。報告書では、本件事故に至った要因として、改造しやすい構造であったことや、広く消費者に危険性を伝えるといった積極的な対応がなされなかつたことなどを挙げていますが、保守・点検も見据えた設計や、事故発生時の速やかな情報提供など、製品が長期にわたって使われることを意識した安全の考え方方が重要です。



消費者
事故調査

幼稚園で発生したプール事故

平成26年6月報告書公表

内閣府、文部科学省、厚生労働省に意見

事故の概要

神奈川県内の幼稚園のプール活動中に、当該幼稚園の3歳の男児がうつぶせに浮いているのが発見された。男児は担任教諭によってすぐにプールから引き上げられ、近接のクリニック(園医)に運ばれた後、そこから救急搬送されたがまもなく死亡が確認された。

意見の要旨

- 監視・指導体制の確保と緊急時の備えの周知徹底
- 類似事故の再発防止のために、幼稚園等に対して事故情報の共有を図る
- 事故防止のための具体的な手法について情報提供を行う
- 小学校低学年におけるプール活動・水遊びについても安全確保に取り組む

調査から見えたこと

報告書には、関係行政機関への提言のほかに、例えば、「人が溺れた瞬間にもがく場合ともがかない場合があり、水難救助の専門家によると、『ばたばた』ともがくことをしないで、動かず静かに溺れていることが多いと言われている」といったことも記載しています。こうしたことは、例えば、家庭での入浴時にも当てはまります。このような、身近なながら気付きにくい危険をお伝えすることも調査委員会の役割の一つです。



消費者
事故調査